ジャンプ競技マテリアルコントロールガイドライン

（目的）

第１条　このガイドラインは、ジャンプ委員会規程第３条第１号に関する A 級公認大会におけるマテリアルコントロールに関し必要な事項を定める。

（選手の責務）

第２条　選手は身長、股下長をシーズン当初に測定し登録しなければならない。

１　選手から再測定の要求があった場合、大きい数値（身長、長さ）が考慮される。

２　FIS 登録データを優先するが、帯同コーチが SAJ ジャンプ委員会へ報告すること。

（マテリアルコントロール内容）

第３条　次に掲げる項目のコントロールを可能な限り実施する。

１　スキー

（１）長さ（体重）

（２）ビンディングの位置

２　ジャンプスーツ

（１）股下寸法（スタートでのコントロール）

（２）スーツサイズとボディサイズの最大許容差

（３）クロッチのシームクロス部分

３　ブーツ

（１）ヒール（かかと）測定

４　ヘルメット

（１）FIS 公認の確認

５　ウエッジ

（１） テンプレートでの確認

６　ビンディング

（１）ビンディング/スキー板とブーツとをつなぐセーフティ（安全）ストラップ

（２）ビンディングウエッジの高さ

（実施大会）

第４条　全ての A 級公認大会で実施する。ただし、次の大会を除く。

１　全日本学生選手権の 2,3 部

２　国民スポーツ冬季大会の成年 B

３　全国中学

（中学生の取扱い）

第５条　A 級公認大会に参加する中学生の特例

１　BMI 換算表のＫ欄（スキーの長さ：身長の 140％以内）の取扱としＬ欄以降に該当する選手もスキーの長さは身長の 140％以内とする。

２　サマーシーズン当初（７月）、ウインターシーズン当初（１２月）におけるスーツについて大会までに修正できない場合には、事前にマテリアルコントローラーに申し出すること。成長期であることを考慮しマテリアルコントローラーが判断する。

（全国中学の取扱い）

第６条　全国中学でのコントロールは次のとおりとする。

１　スキーの長さについては身長×145％以内としビンディングの位置チェックを行う。

２　BMI 換算は行わない。

３　スーツチェックは行わないがスーツは体にフィットしていなければならない。

平成　年　　月　　日制定

令和５年１２月１日改定